TH9962808	2009.08.25	2009.08.27
TZ0124132	1999.08.16	2009.08.01
TZ0127781	1999.09.21	2009.08.24
TZ0148079	1999.11.16	2009.08.19
TZ0153957	2000.08.18	2009.08.25
TZ0163721	2000.02.23	2009.08.05
TZ0164968	2000.10.02	2009.08.28
TZ0172408	2000.08.21	2009.08.19
TZ0175199	2000.04.07	2009.08.05
TZ0180067	2000.05.08	2009.08.28
TZ0191159	2000.07.03	2009.08.13
TZ0202141	2004.03.15	2009.08.12
TZ0204313	2003.08.05	2009.08.11
TZ0204381	2003.11.18	2009.08.15
TZ0205803	2002.05.03	2009.08.17
TZ0208074	2005.07.19	2009.08.25
TZ0212344	2001.05.16	2009.08.24
TZ0234628	2005.08.01	2009.08.11
TZ0235377	2003.05.08	2009.08.10
TZ0242384	2005.04.06	2009.08.10
TZ0250860	2004.09.24	2009.08.18
TZ0255644	2004.07.20	2009.08.10
TZ0265799	2005.05.13	2009.08.05
TZ0266332	2005.10.14	2009.08.01
TZ0275667	2005.11.29	2009.08.11
TZ0291970	2006.02.28	2009.08.20
TZ0402907	2006.04.24	2009.08.06
TZ0406455	2006.05.02	2009.08.20
TZ0406916	2006.05.05	2009.08.10
TZ0433097	2006.07.13	2009.08.31
TZ0435815	2006.09.01	2009.08.12
TZ0440544	2006.08.23	2009.08.07
TZ0444044	2008.09.16	2009.08.17
TZ0445069	2007.05.03	2009.08.15
TZ0445070	2007.05.03	2009.08.15
TZ0464001	2007.03.23	2009.08.06
TZ0469120	2007.01.10	2009.08.21
TZ0476589	2007.02.05	2009.08.29
TZ0481829	2007.04.05	2009.08.17
TZ0482035	2007.04.25	2009.08.05
TZ0494316	2007.03.30	2009.08.20
TZ0507321	2007.07.30	2009.08.12
TZ0514072	2007.08.14	2009.08.27
TZ0518800	2007.09.24	2009.08.28
TZ0518872	2007.08.16	2009.08.20
TZ0533333	2007.12.10	2009.08.27
TZ0536353	2007.12.18	2009.08.28
TZ0537270	2008.03.10	2009.08.20
TZ0538335	2008.01.04	2009.08.31
TZ0538533	2008.01.21	2009.08.11
TZ0544383	2008.02.14	2009.08.25
TZ0547725	2008.02.29	2009.08.07
TZ0553315	2008.05.15	2009.08.07
TZ0555887	2008.05.08	2009.08.10
TZ0559240	2008.05.09	2009.08.29
TZ0560724	2008.04.24	2009.08.06
TZ0568167	2008.09.17	2009.08.11
TZ0574219	2008.08.07	2009.08.01
TZ0579946	2008.06.24	2009.08.22
TZ0584391	2008.09.03	2009.08.27
TZ0593218	2008.12.08	2009.08.19
TZ0594745	2009.01.12	2009.08.28
TZ0616883	2009.01.06	2009.08.06
TZ0618752	2008.11.25	2009.08.28
TZ0619962	2008.12.10	2009.08.27
TZ0622655	2008.12.23	2009.08.17
TZ0632876	2009.01.29	2009.08.05
TZ0633962	2009.02.02	2009.08.04
TZ0635618	2009.02.06	2009.08.20
TZ0635800	2009.02.27	2009.08.31
TZ0637999	2009.03.16	2009.08.04
TZ0641339	2009.04.22	2009.08.18
TZ0642116	2009.03.10	2009.08.27
TZ0646396	2009.04.01	2009.08.28
TZ0646511	2009.04.20	2009.08.20
TZ0652353	2009.05.01	2009.08.19
TZ0653438	2009.04.20	2009.08.28
TZ0656705	2009.06.12	2009.08.18
TZ0668187	2009.07.24	2009.08.25
TZ0673263	2009.08.18	2009.08.31
TZ0675901	2009.08.13	2009.08.26
TZ6064407	1999.09.02	2009.08.11
TZ6092784	2004.03.19	2009.08.17
TZ6119085	2004.05.28	2009.08.12
TZ6132220	2004.11.05	2009.08.04

公　　告

諸　事　項

平成22年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査について

平成21年9月18日　　環　境　省

環境省では、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の的確な実施を図るため、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法（以下「ＧＣ／ＭＳ法」という。）について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（以下「指針」という。）を平成12年11月14日（平成17年11月18日改訂）に定め、生物検定法について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の手引き（生物検定法）」（以下「手引き」という。）を平成18年３月23日に定めたところである。この指針及び手引き（以下「指針等」という。）の普及を図り、ダイオキシン類の環境測定の信頼性を確保するための措置の一環として、昨年度に引き続き平成22年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査についても、環境省水・大気環境局において、指針等に規定された事項等が実施されているか審査（以下「受注資格審査」という。）を行い、その結果、ダイオキシン類に係る環境測定を的確に実施できると認めた機関であることを受注先の要件とする。

平成22年度受注資格審査を以下により実施する。

第１　ＧＣ／ＭＳ法に関する審査

１．審査の申請

平成22年度に環境省が実施するＧＣ／ＭＳ法によるダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注を希望する機関は、下記２．⑴から⑻の定めによる書類を下記第３　１．の期間中に第３　８．に提出されたい。なお、既に平成22年度の受注資格を付与された機関は、当該項目については、改めて申請する必要はない。

２．提出書類及び注意事項

⑴　申請書（様式１）

⑵　申請項目及び作業（別表１－１）

⑶　機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）

⑷　別表２－１の審査用資料（資料には作成日を記述すること。指針に基づき作成する資料については、指針別表１の項目以外の項目についても、指針に準じて作成する。なお、提出された資料については、その目的以外の使用及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。また、必要に応じ追加資料の提出要請あるいはヒアリングを実施することがあるので留意願いたい。）

⑸　試料採取などの外注の有無を記述した資料（共同受注の形態を含む。該当がある場合には、外注の理由、外注する作業、外注先、全体の業務管理の実施方法及び責任の所在について記述するとともに、当該外注先より本申請が別途行われない場合には、当該外注先と協議の上、関連する⑶及び⑷の資料を添付する。）

⑹　平成20年度又は平成21年度の審査で合格し、既に平成22年度の受注資格を有している機関が項目を追加申請する場合には、管理的事項に関しては、別表２－１の「１．管理的事項」のうち、「１－１－10、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」並びに追加申請項目に係る「１－２－３」のみ提出すること。

⑺　平成21年度までの受注資格を有している機関が、引き続き申請する場合には、別表２－１の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－３」の記録、「１－１－６」の内部監査報告書、「１－１－７」の業務の進行管理に係る記録、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－10、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」並びに申請項目に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑻　平成20年度又は平成21年度の審査で合格し、平成22年度に作業の範囲を拡げて、改めて申請する場合も、別表２－１の「１．管理的事項」のうち、前回の申請以降に変更された項目、「１－１－３」の記録、「１－１－６」の内部監査報告書、「１－１－７」の業務の進行管理に係る記録、「１－１－８」の品質保証・品質管理結果報告書、「１－１－10、１－２－１、１－２－２及び１－３－１」並びに申請項目に係る「１－２－３」をそれぞれ提出すること。

⑼　一般環境大気については平成20年３月に、土壌及び底質については、平成20年３月及び平成21年３月にマニュアルが改訂されている。排出ガス及び排出水については、平成20年１月にＪＩＳが改正されている。また、ＪＩＳの改正に伴い、ＪＩＳを準用している公共用水域及び地下水質についても測定方法が変更されている。さらに、その他の項目については、毒性等価係数の見直しにより、その取扱いが変更されている。申請に際しては、これら最新のマニュアル、ＪＩＳ及び毒性等価係数の取扱いを用いることとする。ただし、今期審査においては、土壌及び底質については、平成21年３月に改訂される直前のマニュアル（平成20年３月改訂）（以下「旧マニュアル」という。）に基づく提出書類も受け付けるが、受注した際には最新のマニュアル（以下「新マニュアル」という。）に基づいて測定することとなる。このため、対応する項目については、提出書類は新マニュアルか旧マニュアルのどちらかに統一するとともに、それを明記すること。なお、詳細については、⑿の「注意事項」を参照すること。